

平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社 エ ス イ ー  
代表者名 代表取締役社長 森 元 峯 夫  
( J A S D A Q ・ コード 3423 )  
問い合わせ先  
役職・氏名 総務部長 野島 久弘  
電 話 03-3340-5500

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 25 期定時株主総会において、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の趣旨および目的

類似商号規制に関する旧商法第 19 条および旧商業登記法第 27 条の廃止ならびに会社法（平成 17 年法律第 86 号）、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）および会社計算規則（同第 13 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更をするものであります。

- (1) 類似商号規制の廃止に伴い、事業運営の効率性向上の観点から登記上の本店所在地（東京都千代田区）と本社事務所所在地（東京都新宿区）を統合するものであります。
- (2) 株主総会においてより充実した情報開示を行うことができるよう、変更案第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- (3) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 25 条（取締役会の決議方法等）第 2 項を新設するものであります。
- (4) 上記のほか、会社法等に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容（下線部は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（商号） 第1条 当社は、株式会社エスイーと称し、英文では、S E C Corporationと表示する。</p> <p>（目的） 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 建設用資機材の販売および賃貸 (2) 建設用ケーブルの製造および加工 (3) 建設コンサルタント業 (4) 土木建築工事の請負 (5) 鋼構造物ならびにコンクリート構造物工事の請負 (6) 塗装ならびに防水工事の請負 (7) 土木建築工事の技術指導 (8) 一般産業用機械装置の設計、製造、販売、据付および修理 (9) 有機質残渣を用いた飼料、肥料の製造および販売 (10) 前各号に付帯または関連する一切の業務</p> <p>（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。</p> <p>（公告の方法） 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行する株式の総数） 第5条 当社の発行する株式の総数は、27,400,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>（自己株式の取得） 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>（商号） 第1条 （現行どおり）</p> <p>（目的） 第2条 （現行どおり）</p> <p>（本店の所在地） 第3条 当社は、本店を東京都新宿区に置く。</p> <p>（公告方法） 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する<u>方法により行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、27,400,000株とする。</p> <p>（自己の株式の取得） 第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>（株券の発行） 第7条 当社は、株式に係る株券を<u>発行する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>( <u>1単元の株式の数および単元未満株券の不発行</u> )</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、 1,000株とする。</p> <p>当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(単元未満株式という。以下同じ。)</u>に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>( 株式取扱規則 )</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>( 第10条から移設 )</p> <p>( 名義書換代理人 )</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> <u>当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u> <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>および<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録または抹消、信託財産の表示または抹消、株券の不所持、株券の再発行、単元未満株式の買取り、届出の受理、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p>	<p>( <u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u> )</p> <p>第8条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>( 第11条へ移設 )</p> <p>( 基準日 )</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿( <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> )に記載または記録された議決権を有する株主( <u>実質株主を含む。以下同じ。</u> )をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>前項に定めるほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>( 株主名簿管理人 )</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 前項の場合のほか、<u>株主または登録質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(第8条から移設)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、その議長となる。</u> 取締役社長に事故があるときは、<u>あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(第9条へ移設)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱いおよび<u>その手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、<u>毎事業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</u> <u>株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、15名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議については、累積投票によらない。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠または増員で就任した取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第17条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第21条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)  第19条 代表取締役は、取締役会の決議により選任する。  取締役会の決議により、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第20条 取締役会は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。  取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)  第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)  第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行う。</u>  (新設)</p> <p>(取締役会規則)  第23条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役会の議事録)  第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。  (新設)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)  第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。  取締役会の決議によって、取締役社長1名のほか、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)  第23条 (現行どおり)  (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)  第24条 (現行どおり)</p> <p>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)  第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>  <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u>  (第27条へ移設)</p> <p>(取締役会の議事録)  第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。  <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(第23条から移設)</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(新設)</p> <p>(員数)</p> <p>第26条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(監査役の補欠者)</p> <p>第28条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者(補欠者という。以下同じ。)をあらかじめ選任することができる。</p> <p><u>補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p><u>補欠者の選任の効力は、当該選任のあった株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p><u>補欠者は、法令の定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(報酬等という。以下同じ。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役および監査役会の設置)</p> <p>第29条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(員数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の補欠者の選任)</p> <p>第32条 監査役の補欠者(補欠者という。以下同じ。)の選任の効力は、当該選任のあった株主総会後、2年後に開催される定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p><u>補欠者は、法令の定める監査役の員数を欠くことになった時に就任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期および補欠者が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第31条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程) 第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款の定めによるほか監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬) 第35条 監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第33条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役) 第34条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知) 第35条 (現行どおり)</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>(監査役会規程) 第38条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第6章 会計監査人</u> (<u>会計監査人の設置</u>) 第40条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>選任方法</u>) 第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度および決算期) 第36条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金) 第37条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当金という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等) 第39条 <u>利益配当金および中間配当金は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> <u>未払の利益配当金および中間配当金には、利息をつけない。</u></p>	<p>(任期) 第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(報酬等) 第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度) 第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p>(剰余金の配当) 第45条 <u>剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p> <p>(中間配当) 第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間) 第47条 <u>剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u> (削 除)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)  
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日 (木)

以 上